

要 旨

主要立法（翻訳・解説）

【EU】 EUの水銀の輸出禁止及び安全貯蔵に関する規則

人の健康や環境に有害な影響を与える水銀は、日用品にも広く使用され、鉱工業の材料加工や塩素アルカリ工業に多く用いられているが、環境にも排出されている。火力発電所での石炭燃焼、世界各地の小規模な金の採鉱における利用は、大気中に大量の水銀が放出される原因になっている。EUは、域内塩素アルカリ工業の水銀電解槽廃止による余剰水銀の処理の問題を機に、水銀公害対策として、水銀の輸出禁止及び安全処分に関する規則を2008年12月4日に施行した。これは、2011年3月15日からの水銀の輸出禁止、人の健康や環境に安全な方法での封入による貯蔵、貯蔵施設の安全評価、加盟国間での情報交換等に関して規定したものである。本稿では、この規則を解説し、末尾に翻訳を付す。

【アメリカ】 2008年水銀輸出禁止法 —アメリカにおける水銀規制の現状と課題—

アメリカでは2008年に水銀輸出禁止法が成立し、2013年1月1日から金属水銀の輸出が原則として禁止されることになった。アメリカ国内での水銀の消費は、人体への毒性や環境への影響が広く認識されていることから、大幅に減少している。国内で余剰となった水銀は途上国等に輸出されているが、輸出を禁止することで世界的な水銀の流通と環境への放出を減少させることが、この法律の目的である。また、併せて水銀の長期的な保管についても詳細に定めている。ただし、輸出禁止の対象が金属水銀に限定されていることから、水銀化合物の輸出禁止が今後の課題となっている。本稿ではこの法律の概要を紹介し翻訳を付す。

【ドイツ】 ドイツにおける銀行再編基金法の制定 —銀行税の導入—

2007年にアメリカから始まった世界金融危機は、ドイツの銀行界にも大きな影響を与えた。流動性や自己資本が不足した銀行に対して、連邦や州は多額の保証を行い、また財政資金を中心とした公的資金を投入した。その結果、金融危機に際して銀行がその費用負担に参加する方策が2009年以降本格的に検討され、2011年に銀行再編基金が設置されることになった。銀行が基金に対して拠出を行い、基金の資金は、システム上重要な銀行の事業再編や事業清算のために使われる。本稿では、金融危機に備えた銀行負担についての検討経過を紹介し、銀行再編法及び銀行再編基金法の概要を紹介する。末尾に銀行再編基金法の翻訳を付す。

【スウェーデン】 スウェーデンにおける児童ポルノ処罰規定

—児童ポルノ対象範囲の拡大と新たに処罰される行為—

2010年5月20日、スウェーデン国会では、児童ポルノ犯罪に関する諸規定の改正法が可決され、一部を除き、同年7月1日に施行された。これには、出版の自由基本法と表現の自由基本法（憲法に相当）の改正も含まれていた。基本法改正には、総選挙をはさんだ2つの国会での可決が必要とされる等、通常の法改正とは異なる手続が要求される。これら基本法改正の部分は、同年9月に行われた総選挙後の国会において11月24日に再可決後、成立した。この基本法改正部分と刑法典改正のうち、基本法改正に関連する部分は、2011年1月1日から施行された。今回の改正は、児童ポル

ノとして処罰される凶画の範囲拡大、処罰対象となる新たな行為、時効の延長、国外犯の拡大等を内容とする。一方、2010年6月30日、ウプサラ地方裁判所が日本のマンガイラスト所持について、児童ポルノ犯罪の有罪判決を下したことを受け、児童ポルノ規制強化に反対する動きも出ている。本稿では2010年改正の解説及び条文の翻訳とウプサラ地方裁判所判決についての解説と翻訳を行う。

【ロシア】 イノベーションセンター「スコルコヴォ」に関する法制

メドベージェフ大統領はロシア経済の「近代化」をその最優先課題に掲げているが、この課題を推進するための国家的事業として2010年度より国内外に大々的に打ち出されるようになったのが、イノベーションセンター「スコルコヴォ」である。これは、「ロシア版シリコンバレー」となるイノベーションセンターを、連邦政府の主導で建設しようとする構想である。2010年3月にセンターの設置区域が決定した後、5月には管理主体である「スコルコヴォ基金」が創設され、9月にはその法的基礎として連邦法第244号「イノベーションセンター『スコルコヴォ』について」及び連邦法第243号「連邦法『イノベーションセンター「スコルコヴォ」について』の施行に伴うロシア連邦の関連法令の改正について」が成立するなど、2010年にはその具体化に向けた取組みが急速に進んだ。本稿では、センター設立に向けた流れを概観した上で、2010年9月に成立した上記2法について概説し、併せて連邦法第244号を訳出する。

【中国】 青少年とオンラインゲーム —中国のオンラインゲーム管理政策—

中国ではインターネットが急速に普及し、そのユーザー数は、2010年末には4億5700万人にのぼった。それとともにオンラインゲーム産業が急成長を遂げたが、オンラインゲームが娯楽として浸透する一方で、それに熱中する青少年が増加し、社会問題となっている。本稿では、オンラインゲーム産業の現状、青少年のインターネットやゲームの利用状況や依存の傾向、それに対して最近実施されているオンラインゲーム熱中防止システム等の対策を紹介する。また、オンラインゲームの主管部門となった文化部により制定され、2010年8月1日から施行されている「オンラインゲーム管理暫定弁法」の概要について紹介し、同法を訳出する。